

専門職大学院に係る、専門性が求められる職業に就いている者、  
当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況

#### 高度教職実践専攻（教職大学院）

高度教職実践専攻の専任教員は、附属教員養成開発センターの教員を中心に構成されており、教職大学院の活動、成果等については、千葉県教育委員会、千葉市教育委員会、附属学校長等を構成員とする教員養成開発センター運営協議会において協議している。

また、年6回開催されている教員養成に係る実務者ワーキンググループ（構成員：敬愛大学、千葉県・千葉市教育委員会、千葉県総合教育センター、千葉県子どもと親のサポートセンター、千葉市教育センター）において、教職大学院の活動に対する実務的な協力体制を構築している。

#### 専門法務研究科（法科大学院）

「千葉大学大学院専門法務研究科教育課程連携協議会規程」に基づき、教育課程の編成・実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項を協議するため、学内委員及び学外委員（裁判官、検事、弁護士等、千葉県内の法曹関係者）を構成員とする協議会を設置し開催している。